

11 開催します! 「きらきら星」クリスマスコンサート

ミュージックベルボランティア「きらきら星」を結成して10年が経ちました。10周年を記念してクリスマスコンサートを開催します。ミュージックベルやトーンチャイムの奏でるやさしい音色で少しだけ早いクリスマスの雰囲気と一緒に楽しみませんか。体験コーナー・お楽しみコーナーもありますので、皆さん誘い合わせのうえ、お出かけください。
 日時/12月5日(月)午前10時30分～正午
 場所/保健福祉総合センター
 定員/50人(先着順)
 申し込み/不要
 問い合わせ/社会福祉協議会(☎581・8523)へ。

12 開催します! 第54回県北美術展

日時/12月8日(木)～11日(日)午前10時～午後5時(最終日は午後3時まで)
 場所/熊谷スポーツ文化公園・彩の国くまがやドーム体育館
 費用/無料
 問い合わせ/第54回県北美術展実行委員会(☎524・1111内線394)へ。

13 開催します! 隣保館カラオケ練習会

日時/12月10日(土)、25日(日)午前9時30分～正午
 場所/かわせみ荘
 問い合わせ/隣保館(☎581・3861)へ。

14 開催します! 親学講座講演会

日時/12月11日(日)午後2時～(開場1時30分)
 場所/中央公民館ホール
 定員/600人
 費用/無料(入場整理券が必要です)
 講師/家庭料理研究家・奥蘭壽子氏
 演題/「料理は楽しくシンプルに」～家族の笑顔は食卓から～
 申し込み/入場整理券を中央公民館事務室で11月15日(火)から配布します(毎週月曜日は休館日です)。



問い合わせ/生涯学習課(☎581・2121内線532)へ。

15 開催します! フラワーアレンジメント1day教室

隣保館では、地域交流をさらに進めるため、フラワーアレンジメント1day教室(クリスマスバージョン)を開催します。かわいらしいお花たちや木の実を使ってクリスマスのテーブルアレンジメントと一緒に作ってみませんか。
 日時/12月18日(日)午前10時～正午
 場所/かわせみ荘3階
 定員/20人(小学生以上)
 費用/1,500円(材料費)
 講師/米山秀氏
 申し込み/11月18日(金)午前9時から受け付けを開始します。かわせみ荘1階事務室へ費用を添えてお申し込みください。定員になり次第締め切ります。

問い合わせ/隣保館(☎581・3861)へ。

募集

16 募集します! エコに貢献する個人・団体、企業

県では、環境保全に関する意識の醸成および行動の促進を図るため、他の模範となる優れた取り組みをしている個人、県民団体および事業者を「さいたま環境賞」として表彰しています。受賞者は知事から表彰されます。
 募集期間/11月18日(金)まで
 県民部門/県内で活動する県民団体、県内に在住する個人(環境保全や環境学習等の活動が対象、個人は要推薦)
 事業者部門/県内に事業所を有する事業者(環境に関する社会貢献活動などが対象)
 その他/応募には活動年数など、一定の要件があります。詳しくは、埼玉県温暖化対策課のホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/saitama-kankyosyo.html>)をご覧ください。
 問い合わせ/県環境部温暖化対策課(☎048・830・3038)へ。

その他

17 東日本大震災の影響で寄居町へ避難されている保護者の方へ～平成24年度小学校入学事務に関するお願い～

東日本大震災により、被災地の市区町村の住民基本台帳に記録されたまま寄居町に避難をされており、平成24年度に寄居町立の小学校へ入学を希望するお子さんについては、事前に町教育委員会へ連絡していただく必要があります。希望する保護者の方は速やかに連絡をお願いします。
 問い合わせ/教育総務課(☎581・2121内線512)へ。

18 町税口座振替新規加入者キャンペーン当選者発表

町では、4月1日～5月31日の間、口座振替の推進のため、町税の口座振替新規加入者キャンペーンを実施しました。この間、90人の方に口座振替の加入をいただきました。大勢の方の申し込み、ありがとうございました。
 新規加入者キャンペーンの当選者は、次のとおりです。
 かんぼの宿寄居ペア宿泊券/小山康男さん
 エキナセア茶/内藤恵美子さんほか19人
 問い合わせ/税務課(☎581・2121内線151)へ。

19 農家の皆さんご利用ください! 農業経営緊急対策資金

町では、無利子による「農業経営緊急対策資金」を創設しています。これは、東日本大震災に伴う放射性物質漏えいによる町内農業者の経営に与える影響を考慮し、経営安定を支援するためにふかや農業協同組合、埼玉酪農協同組合の協力のもとで行っている制度です。農家の皆さん、ぜひご利用ください。
 申請期限/12月28日(木)まで
 借入者の要件/東日本大震災後、出荷抑制または市場価格の低迷および風評被害等により影響を受けた農業者で、次の要件をすべて満たす方

・町内農業者(個人・法人)
 ・町税に滞納が無いこと
 ・融資・保証機関の審査を受けた方
 貸付対象/種苗・農薬・肥料・燃料・飼料などの資材等運転資金および自家発電機設備資金
 利子補給/1.0%を上限とし、資金を借り入れた農業者に融資した取り扱い金融機関に利子補給を行います。
 貸付限度額/個人300万円、法人1,000万円
 償還期間/5年以内(内据置期間1年)
 返済方法/年賦・半年賦から選択
 貸付利率/基準金利2%のところ、取り扱い金融機関が金利を1%減免することで、実質金利1%(固定)とします。実質金利分については、町が1%の利子補給を行うことで、農業者の方への貸付利率は無利息となります。
 取り扱い金融機関/町内のふかや農業協同組合各支店、埼玉酪農協同組合
 問い合わせ/農林課(☎581・2121内線407)へ。

20 国税庁からのお知らせ

11月11日(金)～17日(木)は税を考える週間です。
 平成23年度は「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁、国税局および税務署の取り組みやIT化・国際化に対する諸施策について紹介します。また、「e-Taxの利用促進」に向けた情報も提供します。
 テーマ/「税の役割と税務署の仕事」～国税庁のIT化・国際化への対応および国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用促進～
e-Taxを始めよう!
 e-Taxでは、国税に関する各種手続き、所得税・法人税・消費税・酒税および印紙税の申告、全税目の納税、申請・届出等が、自宅やオフィスからインターネットを通じて行えます。
国税庁への要望等をお寄せください
 国税庁ホームページの「税の役割と税務署の仕事」紹介コンテンツに、広く国民の皆さんから「国税庁に対

する要望」等をお聴きするためのアンケート窓口を開設します。
税に関する情報/国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)へ。
e-Taxに関する情報/e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)へ。
e-Taxの操作に関する情報/e-Tax作成コーナーヘルプデスク(☎0570・015901)へ。
 問い合わせ/熊谷税務署(☎521・2905)へ。

21 職場でのトラブル解決を労働委員会がお手伝いします

「解雇・雇止め」「賃金の引き下げ」「パワハラ」「団体交渉拒否」など、職場で困ったことはありませんか。労働委員会では中立・公平な立場で、あっせんや不当労働行為の審査をし、労働者(労働組合)と使用者(会社等)とのトラブル解決をお手伝いします。手続きは簡単・無料です。ぜひご利用ください。
 問い合わせ/県労働委員会事務局(☎048・830・6452、ホームページ<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/w01/>)へ。

22 ご利用ください! 勤労者住宅資金貸付制度

勤労者住宅資金/

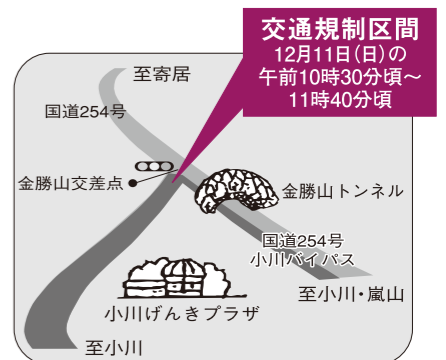
資金の用途	限度額	利率	融資期間
住宅の新築・増築および購入、宅地の取得	500万円(担保あり)	2.115%(変動)	25年以内
	300万円(担保なし)	2.400%(固定)	10年以内

対象/次のすべてに該当している方
 ①町内に居住しているか、または居住しようとする方
 ②同一事業所に2年以上引き続き勤務している方
 ③20歳以上55歳以下の方
 ④返済しながら生活に支障のない方
 ⑤町税を完納している方
その他/利率は改定することがありますので、事前に確認をお願いします。融資の物件には抵当権の設定や保証料が必要となります。また、審査の結果、ご希望にそえない場合もあります。

問い合わせ/商業観光振興課(☎581・2121内線441)へ。

23 ご協力ください! 「第19回小川和紙マラソン大会」開催に伴う交通規制のお知らせ

小川町では、12月11日(日)に第19回小川和紙マラソン大会を開催します。競技時間中の午前10時30分ころから11時40分ころまでの間は、寄居町方面から、国道254号バイパス金勝山交差点を右折し、小川げんきプラザ、JR竹沢駅、西陸橋方面は交通規制となり、車両の通行ができなくなりますので、ご注意ください。
 なお、東松山市および飯能市方面へ向かう車両については、国道254号バイパスを徐行でご利用いただけます。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。
 問い合わせ/小川和紙マラソン大会実行委員会(小川町教育委員会内☎0493・72・1221内線293、294)へ。



24 必ずチェック最低賃金 埼玉県最低賃金の改定について

埼玉県最低賃金が10月1日から時間額759円に改定されました。なお、特定の産業については別途特定(産業別)最低賃金が適用されます。詳しくは埼玉労働局賃金室、または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。
 また、事業主の皆さんのために、最低賃金改定に伴うあらゆる相談をサポートする相談窓口が設けられています。秘密は厳守されますので是非ご利用ください。
問い合わせ/最低賃金については埼玉労働局賃金室(☎048・600・6205)、改定に伴う相談については県最低賃金総合相談支援センター(☎048・641・3613)へ。